

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、 特定非営利活動法人 無肥料倶楽部 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 北海道江別市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々の健康と農業の発展に資するため、無肥料による農畜産物の地域生産と地域利用を推進し、その良さを多くの人に知ってもらうことを目的とする。なおこの法人における地域とは、札幌圏（おおむね石狩、空知、後志、胆振の振興局管内）を指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 消費者の保護を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 農と食に関するイベントを行う事業
- (2) 農と食に関する出版事業

- (3) 就農目的の農地・山林・原野等購入と所有及び斡旋事業
- (4) 当法人の目的や活動に関連のある団体や行政・企業・教育機関に協力する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 農畜産物、加工物を販売する事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 正会員（家族）上記(1)正会員のうち生計を一にするもの
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面（電子的な手段も可能）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において定めた入会金及び会費がある場合には納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
- (11) 会員の除名

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子的な手段も可能）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電子的な手段も可能）をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面（電子的な手段も可能）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（電子的な手段も可能）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子的な手段による表決者又は表決委任者が

ある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面（電子的な手段も可能）により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子的な手段も可能）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電子的な手段も可能）をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面（電子的な手段も可能）をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電子的な手段による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、（解散）社員総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については法人ホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小八重善裕

理事 駒井慶一

理事 山口正宏

監事 扇由香理

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2025年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 0円、年会費 5,000円
- (2) 正会員（家族）入会金 0円、年会費 3,000円
- (3) 賛助会員 入会金 0円、年会費 一口 2,000円

(2) 役員名簿

役員名簿

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事	小八重 善裕		有
理 事	駒井 慶一		無
理 事	山口 正宏		無
監 事	扇 由香理		無

(7) 設立趣旨書

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

今の食はいろいろな方法で賄われています。しかし、外部からの資源にばかり頼っていると、いざというときに食べものが足りなくなります。地域にある資源で、循環的に、自分たちで作ることが大切です。循環は、安全なものでなければいけません。そのためには、お互いの顔が見える、地域で、食をつくっていく必要があります。肥料を使わないと、慣行のようには沢山はとれませんが、ほどほどに、とり続けることができます。

肥料を使わない方法は、現代的ではなく、田舎臭いため、なかなかその良さが伝わりません。豊かな食が生まれても、儲かることはありません。ただ、私たちはその良さを多くの人に知ってほしい、そう思います。

一人一人の活動だけでは限界があります。特定非営利活動法人無肥料倶楽部は、生産、販売、料理、学術、情報発信など、メンバーが得意なことを持ち寄り、無肥料の良さを多くの人に知ってもらい、無肥料の生産者を増やし、非営利で、地域（札幌圏）の豊かで健康な食を作ることを目指します。

2 申請に至るまでの経過

2024年9月14日 特定非営利活動法人設立のため無肥料農業セミナーの開催（豊浦町）
2024年3月19日 発起人会開催（札幌市）
2025年4月12日 設立総会開催（札幌市）

2025年5月6日

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部

設立代表者 住所又は居所

氏名

小八重 善裕

(9) 設立の初年度及び翌年度の事業計画書

2025年度事業計画書

設立の日から 2025年12月31日まで

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部

1 事業実施の方針

設立初年度は、地域住民に対して、無肥料栽培セミナーやマルシェを開催します。出版事業を行い、無肥料栽培の意義とその良さを広く知ってもらうことを目指します。無肥料栽培の生産を行うとする人に対して、指導や就農支援を行い、無肥料栽培の生産者を増やすことを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
農と食に 関するイ ベントを 行う事業	無肥料栽培の意義とそのよさを知ってもらうために、札幌市及び周辺地域の住民に対して、セミナーを行う。	2025年 11月、12 月	札幌市 (札幌市 北区民 センタ ー)	60人	30名	80千円
農と食に 関する出 版事業	無肥料栽培の意義とそのよさを知ってもらうために、無肥料栽培に関心のある人に向けて、出版事業を行う。	2025年 11月から 12月	主にオン ライ デ行う	5人	50名	40千円
就農目的 の農地・山 林・原野等 購入と所有 及び幹 旋事業	無肥料栽培の生産者を増やすために、新規就農の希望者に幹旋する、農地・山林・原野等を購入、所有する。	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
農畜産物、 加工物を 販売する 事業	無肥料栽培の意義とそのよさを知ってもらうために、札幌市及び周辺地域の住民に対して、農畜産物、加工品を販売するマルシェを開催する。	2025年 11月	豊平神 社	15人	40千円

(9) 設立の初年度及び翌年度の事業計画書

2026年度事業計画書

2026年1月1日から 2026年12月31日まで

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部

1 事業実施の方針

設立2年目は、地域住民に対して、無肥料栽培セミナーやマルシェを開催します。出版事業を行い、無肥料栽培の意義とその良さを広く知ってもらうことを目指します。無肥料栽培の生産を行うとする人に対して、指導や就農支援を行い、無肥料栽培の生産者を増やすことを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
農と食に 関するイ ベントを 行う事業	無肥料栽培の意義とそのよさを知ってもらうために、札幌市及び周辺地域の住民に対して、セミナーを行う。	2026年 1月から 12月	札幌市 (札幌市 北区民 センター)	60人	100名	150千円
農と食に 関する出 版事業	無肥料栽培の意義とそのよさを知ってもらうために、無肥料栽培に関心のある人に向けて、出版事業を行う。	2026年 1月から 12月	主にオン ライ デ行う	30人	100名	40千円
就農目的 の農地・山 林・原野等 購入と所有 及び斡 旋事業	無肥料栽培の生産者を増やすために、新規就農の希望者に斡旋する、農地・山林・原野等を購入、所有する。	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
農畜産物、 加工物を 販売する 事業	無肥料栽培の意義とそのよさを知ってもらうために、札幌市及び周辺地域の住民に対して、農畜産物、加工品を販売するマルシェを開催する。	2026年 6月から11 月	豊平神社	15人	40千円

(10) 設立の初年度及び翌年度の活動予算書

2025年度 活動予算書

法人成立の日から 2025年 12月 31日まで

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60000	0	60000
賛助会員受取会費	50000	0	50000
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金	50000	0	50000
施設等受入評価益	0	0	0
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
.....			
4 事業収益			
諸会費	40000	40000	80000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
.....			
経常収益計	200000	40000	240000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	10000	0	10000
旅費交通費	10000	10000	20000
施設使用費	40000	10000	50000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
諸謝金	50000	10000	60000
通信運搬費	10000	10000	20000
.....			
その他経費計	120000	40000	160000
事業費計	120000	40000	160000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	10000	0	10000
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....			
人件費計	10000	0	10000

(2) その他経費			
会議費	10000	0	10000
旅費交通費	10000	0	10000
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
.....			
その他経費計	20000	0	20000
管理費計	30000	0	30000
経常費用計	150000	40000	190000
当期経常増減額	50000	0	50000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
.....			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	50000	0	50000
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額	50000	0	50000

(10) 設立の初年度及び翌年度の活動予算書

2026年度 活動予算書

2026年1月1日から 2026年 12月 31日まで

特定非営利活動法人 無肥料倶楽部
(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	80000	0	80000
賛助会員受取会費	50000	0	50000
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金	50000	0	50000
施設等受入評価益	0	0	0
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
.....			
4 事業収益			
諸会費	80000	40000	120000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
.....			
経常収益計	260000	40000	300000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	10000	0	10000
旅費交通費	20000	10000	30000
施設使用費	60000	10000	70000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
諸謝金	60000	10000	70000
通信運搬費	40000	10000	50000
.....			
その他経費計	190000	40000	230000
事業費計	190000	40000	230000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	10000	0	10000
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....			
人件費計	10000	0	10000

(2) その他経費			
会議費	10000	0	10000
旅費交通費	10000	0	10000
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
.....			
その他経費計	20000	0	20000
管理費計	30000	0	30000
経常費用計	220000	40000	260000
当期経常増減額	40000	0	40000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
.....			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	40000	0	40000
前期繰越正味財産額	50000		50000
次期繰越正味財産額	90000	0	90000